

年度区分	整理番号
平成26年度	37

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)

金 823 円 支出年月日 26年 10月 23日

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内容 ガバナンス10月号

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書

坂本茂雄 様

平成26年10月23日

¥ 823.-

但しガバナンス 上記の金額正に領収致しました

新刊書籍雑誌
高知市本町46号
株 富 房
代表取締役 一郎
TEL 87-31570
FAX 87-2141

年度区分	整理番号
平成26年度	38

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)			
金	9,291	円	支出年月日 26年 10月 27日
1 調査研究費 2 研修費 ③ 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費			
内容	郵送料(県政アンケート回答用) (振り込み手数料648円を含む)		
領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)			

(注意) 振込先(口座)を間違えると、お振込みができません。振込先(口座)を間違えた場合は、お振込みの金額が戻ります。戻金には手数料がかかります。お振込みの際は、振込先(口座)を確認してください。お振込みの金額が戻ります。戻金には手数料がかかります。お振込みの際は、振込先(口座)を確認してください。お振込みの金額が戻ります。戻金には手数料がかかります。お振込みの際は、振込先(口座)を確認してください。

振込金 (兼振込手数料) 受取書
 預金払戻請求書による振込受付書 (兼振込手数料受取書)

振込日 26年10月27日

お振込先	みずほ		信金 信組 農協 労金 三号	店 支店 出張所
お振込み種別	普通 当座 貯蓄 その他	口座番号	金額	十 百 千 万 十 万 千 百 十 円
		8534472	¥8643	
お振込み人	ニッポンエウセイン(株)			
お振込み先	日本郵便株式会社			
お振込み先	サカモトシケ"オシ"ムシヨ			
お振込み先	坂本茂雄事務所			
お振込み先	高知市二草町4-14青柳マンション			

振込手数料
 (他) 振込 648
 「本取」に印の手続きは後日一括して請求させていただきます。

当行をご利用いただきましてありがとうございます。

受払済
 26.10.27
 四国銀行

振込日 (30日) 年 月 日

四国銀行 高知支店 720-8100

年度区分	整理番号
平成26年度	39

議員名 坂本 茂雄


政務活動費支出伝票 (議員用)

金 3,497 円 支出年月日 26年 10月 29日

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内容 日刊「しんぶん赤旗」購読料(10月分)

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

		日本共産党発行の しんぶん赤旗	
坂本 茂雄 様		領 収 書	
新聞・雑誌名	部数	金額	3,497 円
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497	2014年 10月分
			上記の金額たしかにいたしました。 ありがとうございました。
			高知市丸の内2丁目6-1 「しんぶん赤旗」 高知出張所 TEL:088-822-7744
		領収日	10/29
		署名	

年度区分	整理番号
平成26年度	40

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)

金 3,999 円 支出年月日 26年 11月 20日

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内容 書籍代

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書

坂本 茂雄 様

平成26年 11月20日

¥ 3,999 -

但し

上記の金額正に領収致しました

新刊 書籍 雑誌
高知市本町46号
富 房 一郎
表取締役
TEL 7 0
FAX 4 1

日本経済と過疎地域の再生 1944円
アベノワズと暮らしのゆくえ 670円
動かすな 原野 562円
ガバナンス 11月号 823円

年度区分	整理番号
平成26年度	41

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)

金 151,200 円 支出年月日 26年 11月 21日

1 調査研究費 2 研修費 ③ 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 「県政かわら版」印刷代

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

エコーポリス

領 収 書

No.

坂本茂雄県会議員 様

金額	¥	1	5	1	2	0	0	—
----	---	---	---	---	---	---	---	---

但 県政かわら版 No.47 印刷代 26年 11月 21日 上記正に領収いたしました。

内 訳

税抜金額 140,050
消費税金額(7%) 11,200

〒780-8034 高知市南河ノ瀬町79-2
有限会社 エコーポリス
代表取締役 田尾順三
TEL833-1816 FAX833-5066



エコーポリス

坂本茂雄 県政かわら版

2014年
初冬号
NO.47

<坂本茂雄県議会だより>
■高知市丸の内1-2-20
県議会 県民クラブ控室
TEL 088-823-9523
FAX 088-823-9063

9月定例会

台風豪雨災害復旧など

188億円余の補正予算案可決



坂本議員は、9月定例会において、県民クラブを代表して質問しました

10月14日、9月定例会県議会は8月の台風豪雨による災害復旧費用などを盛り込んだ一般会計総額で188億円余の補正予算案などを可決し、閉会しました。補正予算には、8月の台風12号・11号の豪雨で被害を受けた道路や河川堤防、それに農業用ハウスなどの復旧費用など129億4千7百万円や、南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化として土砂災害対策や住宅の低コスト耐震化などを進める費用25億1千9百万円、また来年4月から県東部で開催される「高知家・まるごと東部博」や「2016奥四万十博」の開催に向けた観光拠点施設の整備支援など経済の活性化に1億4千6百万円、教育の充実のため3千万円などが計上されています。

自民党派 数の力で強行可決

慰安婦問題について適切な対応を求める意見書

意見書議案では異例の質疑が行われた自民党提出の「慰安婦問題」について適切な対応を求める意見書」については、共産党議員が質問と反対討論をするなか、坂本議員をはじめとした県民クラブも含めた14名の反対がありました。自民党とみどりの会の賛成多数で可決されました。

最近の自民党派は、国政与党の公明党派の賛成は得られなくても、「数の力」で押し通す議会姿勢が見受けられており、国政の暴走に追随することのないように県民の皆さんとともに注視していく必要があります。

政務活動費、まずは透明性の確保を

坂本議員も参加している「政務活動費の運用のあり方に関する検討会」において、見直しの議論が継続されている政務活動費に関しては、これまでに検討し合意した「情報公開のあり方」については、来年度から実施することとなりました。

これまで県議会に提出する必要がなかった会計帳簿の提出を義務づけ、この会計帳簿に加え、これまで議会への提出義務はあったものの、県議会の図

書室でしか閲覧できなかった収支報告書、領収書その他証拠書類、主要な政務活動の内容を記載した書類などあわせて4種類の書類を今後、議会のホームページ上で2015年7月1日から全て公開すること、また、昨年度から飲食を伴う会議にも充当できることとなっていたことについては禁止することとなりました。

さらに、情報公開条例に基づく請求があった場合は、ホームページで公開する文書をCD-Rで交付することとなりました。しかし、宿泊料など実費支給課題の扱いが残っており、議論が継続されています。

なお、「県政アンケートはがき」で頂いた政務活動費に関する結果とご意見は、「政務活動費の運用のあり方」に関する検討会」に提出し、皆さんに見て頂いた上で、議論をしているところです。

県政意見交換会のご案内

- 第57回 12月14日(日) 15:00～
一宮ふれあいセンター
- 第58回 12月20日(土) 15:00～
介良ふれあいセンター
- 第59回 12月21日(日) 15:00～
初月ふれあいセンター

公共交通政策、まちづくりのあり方や防災対策などで意見反映

坂本議員は、10月1日の代表質問で、公共交通政策、自転車を通じたまちづくりと交通安全政策、タウソンボリテイ、防災・減災対策、公文書管理のあり方、公務員給与制度の総合的見直し、高校再編振興計画(案)における県立西・南中高校の統合などについて質問し、県民の皆さんから、日頃の県政意見交換会などで頂いているご意見を反映させて頂きました。

代表質問

自治体消滅・高知市一極集中の回避を

【質問】自治体消滅の可能性や高知市への一極集中を回避し、地方の中の方の切り捨てにならないためにどうするか聞く。

【知事】地方中枢拠点都市圏構想は、地方が踏みとどまるための拠点を形成するもので、本県では、高知市を中心とした圏域が対象となる。高知市に都市機能の集積が図られることなどにより、高知市への一極集中が進むことが懸念される。

他方、中山間地域は、高知市など都市部の住民が安心して生活するために

必要な国土の保全や水源の涵養、安定的な食料の供給など、重要な役割も担っており、都市部にのみ若者が残ればという発想ではなく、都市部を支える中山間地域にも若者が残れなくてはならない。今後、市町村と連携しながら、中山間地域に若者が残り、日本全体のモデルとなるように取り組みたい。

公共交通政策は県下全体も見据えて

【質問】県民参加の下に、県下全体を見据えた地域公共交通計画を策定するべきではないか聞く。

【知事】公共交通の課題は地域性が高いことから、具体的な取組を指すためには、対象となる交通機関や課題を共有できる地域ごとに取り組むことが効果的だ。広域的な計画の策定について市町村の意向を確認した上で、県も積極的に参画し、当然、住民にも関わっていただき、一体となって施策を推進していく。

被災者生活再建支援制度の拡充を

【質問】本県独自で、より被災者の立

場に立った被災者生活再建支援制度を検討することができないか聞く。

【知事】災害の都度、県独自の制度を設けて、支援法の対象とならない市町村の被災者に対しても支援を行ってきた。その一方、局所的集中的な豪雨が頻発する近年の状況では、これまでの枠組みでは支援できないケースも想定されるので、自然災害により家の建てかえを余儀なくされる全壊または大規模半壊といった生活基盤が著しく損なわれる被害を受けた被災者の負担については、居住する市町村単位全体の災害の規模や全体としての災害の規模の大小に関わらず、被災者への支援については、検討すべき課題であると認識している。

自転車を通じたまちづくりと交通安全政策について

【質問】環境負荷の減少、利用者の健康増進、公共交通の利用促進などの面からも、「自転車がまちを変ええる」との気構えで自転車活用計画を策定するなど「自転車を通じたまちづくり」に取り組めないか聞く。

【知事】自転車は、比較的気軽な移動手段であり、健康づくりの有効な手段

であり、環境への負荷が小さく、交通渋滞の緩和にもつながるなどコンパクトシティを進める上でも、自転車の位置づけは重要である。まちづくりの視点に自転車利用を取り入れることで、公共交通ネットワークが脆弱な本県では、自転車と公共交通の組み合わせによる環境を整えることで、公共交通の新たな利用者の掘り起こしにつながるなどことから、多様な検討を重ね、よく勉強したい。

【質問】交通ルールを守ることを促すハード面などでの環境整備のあり方について聞く。

【土木部長】当面は、自転車が、自転車歩行者道を通行する際の安全性の確保のため、車道寄り部分を徐行しなげればならないことなどのルールを周知する看板の設置や路面への表示を、警察と連携して検討する。

住宅街等の限られたエリアの生活道路において、地域住民の合意のもと、警察と連携して行う自動車の走行速度を抑制するためのスフロムやクラック、路面の一部を盛り上げるハンブの設置などがあるが、一般的には、一時停止や減速を促すための路面表示や看板の設置といった、注意喚起を行う手法による環境整備が望ましいと考えている。

【警察本部長】わかりやすい交通信号機、交通標識などの交通安全施設の整備が必要と考える。一定の区域に対す

る交通規制や安全施設を整備する、ゾーン30の促進などの交通環境の整備を推進している。

タウンモビリティの取り組みで商店街の活性化とユニバーサルデザインを

【質問】街のユニバーサルデザイン化を進めるタウンモビリティについて、取組を継続していくための支援について聞く。

【地域福祉部長】利用者のニーズに応えられる安定した運営の確保について、現在の支援制度の見直しを含め、高知市と協議を行っていく。



毎月第2土曜日に「てんこす」をお借りしてタウンモビリティの活動が行われています

また、空き店舗などを活用した常設の活動拠点の確保に向けては、福祉や商工、観光など様々な観点から検討を行う必要があるため、運営団体や商店街の意向も踏まえ、関係者間で協議を行う場の設置について高知市と調整を図っていく。

地区防災計画の策定へ支援も

【質問】地域防災力の底上げを図ることにつながる地区防災計画策定にあたって、地域への支援について聞く。

【危機管理部長】地区防災計画を作成する際に、早い段階から専門家などの助言を受けることが有効だと考えられるので、こうした取組に対して地域防災対策総合補助金を活用し、市町村と連携し、支援を行っていく。

計画策定後も継続的な活動を行うことが重要であるため、防災訓練や防災学習会の開催など、地域が行う活動について、同様の支援を行う。

公文書管理の施設・体制・人材の在り方は

【質問】本県における公文書の存在意義と公文書保存の在り方、人材の確保などについて聞く。

【知事】公文書は、県民共有の貴重な

知的資源であり、適正に管理し後世に引き継ぐことは、県の重要な役割である。現在、国立公文書館のアドバイスのもと、歴史的公文書制度の創設に向けて取り組んでおり、保存に関しても公文書の劣化を防ぐための対策を講じてきた。保存環境のさらなる充実を図るとともに、県立図書館の跡施設のメイン機能として、公文書館設置の方向で検討を進めている。

【総務部長】保存対象は、県の公文書を念頭に検討している。地域に埋もれた近現代史の重要な貴重な資料等を適切に収集保存し、県民共有の財産として活用するため、歴史民俗資料館や新たに整備される新資料館、市町村など関係機関との連携で、検討する必要がある。アーキビストを始めとした専門職員の養成、確保は不可欠。今後、公文書館の検討の本格化の際には、外部有識者の方々の意見も聞きながら、検討を進める。

給与制度の総合的見直しについて

【質問】今までの調査方法にもとづかない「給与制度の総合的見直し」は導入すべきでないかと考えるが聞く。

【人事委員長】給与制度の総合的見直しは、地方公務員の給与にも大きな影響を与える重要な課題であり、人事委員会としては、給与構造改革以降、制

度は国に準拠することを基本とした上で、その水準は、地域の民間企業との均衡を図ることを念頭に措置をしてきた。本県職員の給与の現状を分析した上で、国と同様に地域間あるいは世代間の給与配分の見直しが必要な状況にあるのか、慎重に検討を行っている。

高校再編振興計画(案)における県立西・南中高校の統合について

【質問】「おおむね理解」しかされなくても、計画を進めることに支障はないと考えるのか聞く。

【教育長】両校の統合については、本年4月以降、教育委員協議会で、保護者を始め、学校関係者と丁寧な協議を重ねてきた。しかし、ご理解の仕方にも積極的な評価からやむを得ないといった消極的なものまで幅があることや、高知南中・高等学校の関係者の中には、学校に対する強い思いから、個人レベルでは十分なご理解とまで至っていない方もおられること、そういう意味を込めて、「おおむね理解」という表現をした。今後とも、こうしたさまざまな思いがあることは重く受けとめていかなければならない。今後、策定する県立高等学校再編振興計画に沿って各学校の定員管理をしっかり行うことで、それぞれの生徒が個々の適性に応じた進学が可能となるよう努めていく。

「県政アンケートはがき」でたくさんのご意見を頂きました

皆さんのご協力で、「県政アンケートはがき」は、261通のご回答を頂きました。ご協力ありがとうございました。

皆さんのご協力で、「県政アンケートはがき」は、261通のご回答を頂きました。ご協力ありがとうございました。

優先順位1位と選択された数では、「南海トラフ地震対策の加速化」が90人で最も多く、「県民の命と健康、福祉を守り、生きづらさを克服するための施策の拡充」が57人、「平和憲法を尊重した、県民本位の民主的県政と真

しかし、上位7つの選択で、1位7ポイント、2位6ポイント、3位5ポイント、4位4ポイント、5位3ポイント、6位2ポイント、7位1ポイント獲得という形で集計したところ、「県民の命と健康、福祉を守り、生きづらさを克服するための施策の拡充」が1232ポイントでの1位をはじめ

優先すべき県政課題(上位7つ)	1位選択者数	2位選択者数	合計ポイント	総合順位
① 南海トラフ地震対策の加速化	90	226	1,179	2位
② 県民の命と健康、福祉を守り、生きづらさを克服するための施策の充実	59	235	1,232	1位
③ 産業振興計画の推進など経済の活性化と雇用拡大	32	209	927	3位
④ こどもが大切にされる教育と安全な環境確保	8	181	706	5位
⑤ 生徒減少に向けた高校再編・統合	0	43	106	10位
⑥ 抜本的な人口減少対策	16	157	629	6位
⑦ 平和憲法を尊重した、県民本位の民主的県政と真の地方自治の確立	39	181	807	4位
⑧ 男女共同参画で、家庭、仕事、雇用環境の調和と整備を図り、子育ての支援策の強化	1	181	549	8位
⑨ 農林水産業の振興と安全・安定の食糧供給と雇用拡大	8	185	596	7位
⑩ 移住対策の推進と中山間地域対策	0	84	191	9位

2 政務活動費や費用弁償は、どのような見直しが必要か	回答者数
ア 政務活動費は、支出明細・目的と調査内容報告・成果品添付などの義務づけ	201
イ 政務活動費の金額の削減	88
ウ 政務活動費の公開は、議会HPで行うなど閲覧・コピーの簡素化	66
エ 費用弁償は、定額でなく実費の旅費計算とし、半日以上議会に滞在するなど支給対象の見直し	154

上表のとおりとなりました。それぞれに県民の皆さんの思いが表われた結果になっていると思えますが、自由記載欄にも、貴重なご意見がありました。紙面の都合で、全ては掲載できませんが、一部抜粋の上、掲載させていただきます。

なお、この結果については、質問の際に知事に対して報告をさせていただきます。

【自由記載欄より抜粋】

▼やっぱり平和は大事。大戦中のように市民の権利、主張が抑圧されたら大変だと思います。▼若者が定着できる一次、二次産業の育成支援。

▼災害対策も重要ですが、それ以前の問題で日々の生活がもう少し豊か(心身、金銭)でありたい。▼即脱原路への姿勢を。知事は消極的、これではダメ！▼立憲主義を貫き現政権の右傾化に歯止めをかけよ！国民は閉塞感と無力感が充満していることを忘れてはならない。政治家の資質の低下には驚くばかり(情けない)。自分たちの責務に危機感を持って。▼少子化問題を解決しない限りどんな政策も絵に描いた餅。▼余りにも低すぎる最低賃金の改善。▼私学に行かせ、有名大学でたら高知に帰ってこない子どもが多いとよく聞くのが問題では？▼移住対策に力を入れるより、県外流出を止めることが大事。

夜間短大廃止見直しを含む県民が学べる高等教育の充実。▼高齢化に伴い、郡部の山林には地主不在や山林の荒廃が目立ちます。環境保全や防災のためにも対策を願います。▼まず正社員を増やし非正規雇用が当たり前の空気をなくす。雇用主が非正規雇用は恥ずかしいという雰囲気をつくること。▼地震対策は大事だが、34メートルの津波の対策は不可能。「逃げる！」を標語にソフト面の充実に重点を移すべし。▼南海地震対策で家庭の耐震用具の価格が高く、多くの人が買い渋っている。県民の命を思うなれば補助手段を考えてほしい。▼津波浸水地域にある住宅に對する高台移転する団地の整備を早急に進める。▼高知白バイ事件の解明を。▼安全なエネルギー確保の推進。県土の84%の山の活用方法の確立。

【以降、政務活動費などについて】

▼実費の徹底。▼議員席にあぐらをかかず、政務に励むならば減額の必要なし。▼必要であれば仕方がないが、1か月28万円の根拠は何なのか。▼政務活動費の半分ほどは後払いにしたほうが現実的ではないか。▼政務活動費は事前に第三者機関(大学教授、弁護士、一般県民で組織)に提出し、認められた活動にのみ支給する方法。▼私は議員の報酬を見直す、政務活動費は別に給付しなくてよいと思う。どうしてもいる費用かどうか公表してほしい。確認したい。▼活動費はすべて後払い。全額先払いは自分のものと間違っている。▼政務活動費は廃止すること。▼税金の使い道をチェックすべき議員が自らを律せられないのでは恥ずべきこと。

年度区分	整理番号
平成26年度	42

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)		
金	84,456 円	支出年月日 26年 11月 21日
1 調査研究費 2 研修費 ③ 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費		
内容	県政報告郵送料	
領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)		

領 収 書

第 268981-30 号

おなまえ	坂本 茂雄 様	<領収内訳>	<業務委託元等>
受領金額	84,456 円 [内消費税額 4,625.6 円]	現金 84,456 円 小切手 円 切手 円 証紙 円	<input type="checkbox"/> 株式会社ゆうちょ銀行 <input type="checkbox"/> 株式会社かんぽ生命保険 <input type="checkbox"/> 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

※ 金額欄を訂正しているものは無効です

お取引の内容	
郵便	切手・葉書・印紙・販売品の販売 郵便料金の収納 [別納 計器予納金 受取人払 着払 その他()]
貯金	
保険	2回目以降の保険料の払込み
物販等	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他()

上記の金額を、確かに領収いたしました。

取扱郵便局

高知東 郵便局

26 年 11 月 21 日

電話番号

088-878-4881

日本郵便株式会社

(所在地: 東京都千代田区霞が関1-3-2)

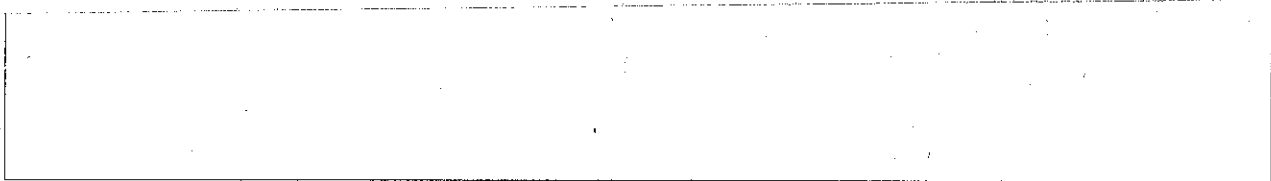
受領者氏名

弘田 貴義



※ 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 268981-30 号



年度区分	整理番号
平成26年度	43

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)			
金	49,152	円	支出年月日 26年 11月 21日
1 調査研究費 2 研修費 ③ 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費			
内容	県政報告郵送料		
領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)			

領 収 書

第 2016000017 号

おなまえ	坂本 茂雄 様	<領収内訳>	<業務委託元等>
受領金額	百万 749 千 152 円	現金 49152 円	<input type="checkbox"/> 株式会社ゆうちょ銀行
	[内消費税額 円]	小切手 円	<input type="checkbox"/> 株式会社かんぽ生命保険
		切手 円	<input type="checkbox"/> 郵便貯金・簡易生命保険管理機構
		証紙 円	

※ 金額欄を訂正しているものは無効です

		お取引の内容	
郵便	切手・葉書・印紙・販売品の販売 郵便料金の収納 [別納 計器予納金 受取人払] [着払 その他()]	2016年11月21日 (@ 64 円) × 763	(枚・個・通・件)
貯金			
保険	2回目以降の保険料の払込み	保険証券(書)の記号番号	
		払込期間及び払込月数	
		年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日
物販等	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他()		

上記の金額を、確かに領収いたしました。

26 年 11 月 21 日

取扱郵便局 高知南 郵便局

電話番号 088-342-2300

日本郵便株式会社
(所在地: 東京都千代田区霞が関1-3-2)

受領者氏名

岡止 萌子

【郵便局】
収入印紙

課税相当額
以上貼付

担当者
印

※ 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 2016000017 号

年度区分	整理番号
平成26年度	44

議員名 坂本 茂雄

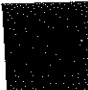
政務活動費支出伝票 (議員用)

金 3,497 円 支出年月日 26年 11月 27日

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内容 日刊「しんぶん赤旗」購読料(11月分)

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

		日本共産党発行の しんぶん赤旗	
		領収書	
坂本 茂雄 様			
新聞・雑誌名	部数	金額	3,497 円
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497	2014年 11月分
		上記の金額お支払いいただきました。 ありがとうございました。	
		高知市丸の内2丁目6-1 「しんぶん赤旗」 高知出張所 TEL088-822-7744	
		領収日	11/27
		報告	

年度区分	整理番号
平成26年度	45

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)

金 900 円 支出年月日 26年 12月 8日

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 県政意見交換会会場費(初月ふれあいセンター使用料)

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

3 2 400 納入通知(納付)書兼領収証書

高知市 二葉町4-14

坂本 茂雄 様

年度	調 定 番 号
26	000000027

所 属 1020 地域コミュニティ推進課

科 目	会 計 款 項 目 節 細 節
	011301070525

金 額 900 円

納入期限 26.12.19

ただし、初月ふれあいセンター使用料

上記のとおり高知市指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関へ納入して下さい。

平成 26年 12月 5日

高 知 市 長

領 収 証 書 付 印

26.12.8

四国銀行 県庁

高 知 市 39201

年度区分	整理番号
平成26年度	46

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)

金 1,320 円 支出年月日 26年 12月 8日

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 県政意見交換会会場費(介良ふれあいセンター使用料)

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

3 2 400 納入通知(納付)書兼領収証書

高知市

二葉町 4-14

坂本 茂雄 様

年度 26 調定番号 000000005

所 属 1020 地域コミュニティ推進課

科目 会計 款 項 目 節 細 節
011301070536

金額 4,350 円

納入期限

ただし、介良ふれあいセンター使用料

上記のとおり高知市指定金融機関、指定代理金融機関
または収納代理金融機関へ納入して下さい。

平成 26 年 12 月 5 日

高 知 市 長



領収証書印
上記金額を納付しました。
26.12.8
四国銀行 県庁

年度区分	整理番号
平成26年度	47

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)

金 2,551 円 支出年月日 26年 12月 22日

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内容 書籍代

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書

坂本 茂雄 様

平成 26 年 12 月 22 日

¥ 2,551,-

但し 上記の金額正に領収致しました

新刊書籍雑誌
高知市本町4番46号
富士書房
表取締後 藤 栄 一郎
TEL 087-821-70
FAX 087-821-41

安倍「教育改革」はなぜ問題か
1728回
ガバナンス 12月号 823円

年度区分	整理番号
平成26年度	48

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)

金 3,497 円 支出年月日 26年 12月 25日

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 ⑦ 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 日刊「しんぶん赤旗」購読料(12月分)

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)



領 収 書

坂本 茂雄 様

新聞・雑誌名 部数 金額

3,497 円

日刊「しんぶん赤旗」 1 3,497

2014年 12月分

上記の金額にしかいただきました。
ありがとうございました。

高知市丸の内2丁目6-1
「しんぶん赤旗」

高知出張所
Tel 088-822-7744

領収日 12/25 抜者

年度区分	整理番号
平成26年度	49

議員名 坂本 茂雄



政務活動費支出伝票 (議員用)

金 1,080 円 支出年月日 27年 1月 16日

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 県政意見交換会会場費(春野公民館使用料)

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 証 書				
支払者住所氏名	高知市 二葉 町 丁目 4 番 14 号 県議会議員 坂本 茂雄 様			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">一 金</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">1,080</td> <td style="width: 30%;">円也</td> </tr> </table>		一 金	1,080	円也
一 金	1,080	円也		
但し 春野公民館 使用料 3/4 2階 会議室				
上記金額領収しました 平成 27 年 1 月 16 日				
高知市出納員	角原 康夫 			
				

№ 3521-34

年度区分	整理番号
平成26年度	50

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)

金 1,050 円 支出年月日 27年 1月 21日

- 1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内容 県政意見交換会会場費(長浜ふれあいセンター使用料)

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

3 2 400 納入通知(納付)書兼領収証書

高知市		二葉町 8-1-4	
		坂本 茂雄 様	
年度	調定番号		
26	000000047		
所属	1020	地域コミュニティ推進課	
科目	会計	款	項
	011	30	1070533
金額	000000050		
納入期限	27. 2. 18		
ただし、長浜ふれあいセンター使用料 大ホル			
3/5			
上記のとおり高知市指定金融機関、指定代理金融機関 または取扱い金融機関へ納入したものと 平成 27年 1月 20日 高知市長		領収書 印	上記の額を領収しました。 27. 1. 21 四国銀行 下知

高知市 39201

年度区分	整理番号
平成26年度	51

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)

金 2,400 円 支出年月日 27年 1月 21日

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 ⑤ 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内容 県政意見交換会会場費(高知市下知コミュニティセンター使用料)

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

3 2 400 納入通知(納付)書兼領収証書

高知市 知寄町2丁目4-10-404

坂本 茂雄様

年度 26 調定番号 436

所属 1020 地域コミュニティ推進課

科目 011301070537

金額 2400 円

納入期限 平成27年3月27日

ただし、高知市下知コミュニティセンター
3/29(日)14:00~17:00

上記のとおり高知市指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関へ納入して下さい。

平成 27 年 1 月 14 日

高知市長



領収証書
上記金額を領受しました。
27.1.21
西国銀行 下知

年度区分	整理番号
平成26年度	52

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)

金 3,349 円 支出年月日 27年 1月 22日

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内容 書籍代

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書

平成27年 / 月22日

坂本 茂雄 様

¥ 3,349 -

但し

上記の金額正に領収致しました

新刊書籍雑誌
高知市本町4丁目1番46号
富井書房
表取締役 五井 一郎
TEL 879 70
FAX 879 41

復興「築寄」 842円
農山村は消滅しない 842円
夕刊スーター 842円
かばナンス1月号 823円

坂本茂雄 県政かわら版

2015年
如月号
NO.48

<坂本茂雄県議会だより>
■高知市丸ノ内1-2-20
県議会 県民クラブ控室
TEL 088-823-9523
FAX 088-823-9063

12月
定例県議会

政務活動費の透明化など議会改革へ条例改正

台風・豪雨災害の復旧費用など補正予算も可決

昨年12月定例県議会は、9月補正予算に引き続き、台風・豪雨災害の復旧費用などを盛り込んだ98億8000万円余りにのぼる補正予算案や、政務活動費の収支報告書などをホームページで公表するための条例の改正案など、あわせて44の議案を可決して閉会しました。

「小学校1年生の35人学級の維持、拡充を求める意見書」のみは、残念ながら少数で否決されましたが、県民クラブで提出した「2015年度子ども・子育て支援新制度関連予算の充実・強化を求める意見書」など、それ以外の全ての意見書議案は全会一致で可決しました。

安倍政権

「大いに評価」できるか

衆院選挙の結果を受けた質問戦では、自民党議員の質問に対して知事は、三分の二を超える議席獲得について、「経済の好循環の実現や『地方創生』への取り組みなど今後の自公連立政権に対する期待の表れではないか」と述べ、これまでの2年間の政権運営において「道半ばのものもあるが、一定の

成果をあげている。安倍政権の政権運営は大いに評価している」と答弁していました。

しかし、自民党は比例代表選挙で、全有権者に占める割合・絶対得票率は16.99%で定数全体の37.8%に相当する68議席を占め、小選挙区では24.49%で75.3%に相当する222議席を得たという結果であり、けっして民意を反映したものとはなっていません。

この得票率などに見られる民意の反映度合いや、さらには世論調査などに見られるアベノミクスへの評価や集団的自衛権、原発再稼働に対しては、否定的意見が多い中で、「大いなる評価」を下すことは、県民の求める県政との間に乖離を生じさせることへの懸念を感じざるを得ません。

安倍政権は、早速「集団的自衛権は信任された」とか「改憲に努力」とかとも言い始めています。「数におごった政権運営手法」に対して、充分警戒することが求められています。



12月定例会総務委員会で執行部に対して質問する坂本議員

山積する諸施策・課題

県民に寄り添う県予算編成を

県議会の場でも、山積している「地方創生」「人口減少・子育て支援対策」「医療・介護拡充施策」「南海トラフ地震対策」「地方における若者の雇用対策」「第一次産業振興政策」「脱原発・再生可能エネルギー政策」などの課題が、県民に寄り添う形で具体化できるような県予算編成に取り組みなければなりません。

2015年度予算議案などを審議する2月定例会は、2月23日に開会し、坂本議員は3月3日(火)午後一時頃から本会議における代表質問に登壇予定です。

県政意見交換会

- 第59回 2月14日(土) 15時～
春野町公民館
- 第60回 2月15日(日) 15時～
長浜ふれあいセンター
- 第61回 2月22日(日) 13時30分～
一宮ふれあいセンター
- 第62回 3月29日(日) 15時～
下知コミュニティセンター

阪神・淡路大震災から20年

教訓を南海トラフ地震の事前復興へ

本年1月17日は、6434人の命を奪った阪神・淡路大震災から20年の節目の年で、当日は被災地を中心に全国が祈りに包まれました。

例年、坂本議員は1・17前に、毎年開催される西宮市にある関西学院大学災害復興制度研究所主催のフォーラムに参加してきましたが、今年は所用のため出席ができませんでした。

今年、参加できなかった「復興・減災フォーラム」では、「復興を測る尺度」として、「統制的復興」を前提とした経済指標のイメージが強い。だが「市民的復興」を念頭とした新たな価値観を見つけないといけない時期に

きているのではないか。「市民的復興」を考える時に欠かせないのが人と人のつながりだ。「震災バネ」はその原動力になる。災害に対する色々な思いが震災バネとなり、復興のエネルギーにつながっていく。人口の回復率や経済成長率と違って、被災者一人ひとりの再生を復興のものさしとする。無機質な指標ではなく、豊かさ、絆、文化、さらに負の面として、人々の悲しみ、痛み、貧困といったことに注目する。そうしたことが大切なのではないか

と、復興と関わってきた山中茂樹・関西学院大教授は述べられています。(1月16日付朝日新聞より)

人間の努力次第で回避可能な「復興災害」

20年という積み重ねた年月は、被災地を整った街並みへと変化させたものの、商店街では空洞化も進み、せっかく助かった命が、孤独死という形で1000人以上も奪われ、家を失った被災者が住む災害復興住宅では高齢化や孤立化が進み、いまだ傷痕が残っていることも共有すべき事実であります。

復興のあり方については、よほど教訓を生かさなければ、阪神・淡路大震災の復興過程の弊害とも言える「復興へ災害」という「人災」を引き起こ

しかねません。塩崎賢明氏・立命館大学教授は著書「復興へ災害」(岩波新書)の「はじめに」の項で、下枠囲みのように述べられています。

「被害を最小に抑えるにはやるべきことが山のようにあるが、災害そのもので助かった命がその後の復旧・復興過程で失われるという不条理な「復興災害」を避けることは、人間の努力次第で可能なはずである。そのための備

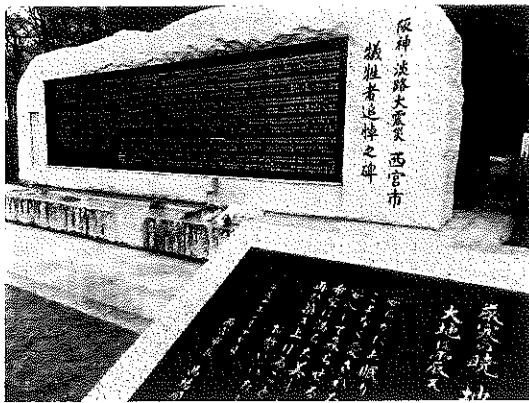
災害の発生や緊急対応は数時間から数日の勝負であるが、復興は数年から十年以上の長い過程である。その間に、力尽きて命を落としたり、家庭が崩壊したり町や村が衰退したりすることがある。こうした災害後の被害を「復興災害」と呼ぶ。(略)

震災で一命をとりとめたにもかかわらず、復興途上でなくなったり、健康を害して、苦しんだりする人々が大勢いる。その被害は個人の責任だけに帰することはできないと思えた。この復興による災厄は「復興災害」と呼ぶ以外にあるまい。

これは自然の猛威ではなく、社会の仕組みによって引き起こされる人災であり、本来、防ぐことが可能な災害である。(略)

阪神・淡路大震災の被災地では二十一年を迎える今日もお「復興災害」にさいなまれていた人々が存在する。ということがいわば阪神・淡路大震災の最大の教訓であるが、それが東日本で生かされているとは、言い難い。

えをいま築いておかねばならない」というこの著者の言葉を、未災地の高知で生かさなければなりません。



昨年訪ねた大震災西宮市犠牲者追悼の碑

改革ば… 議会半道

政務活動費見直しでより透明性確保と信頼確保へ

収支報告書など四種類全ての書類を県議会ホームページ上で公開

坂本議員は県民の皆さんの声を抛り所に、常に政務活動費の見直しを求めてきました。

この間、「政務活動費の運用のあり方に関する検討会」（以下「政務活動費検討会」と記す）での検討が重ねられ、昨年11月28日の議会運営委員会で、「政務活動費検討会」の検討結果を踏まえて、次の事項について政務活動費の運用を改めることを決定しました。

「情報公開のあり方」については、「これまで県議会に提出する必要がなかった会計帳簿の提出を義務づけ」、この会計帳簿に加え、「これまで議会への提出義務はあったものの、県議会の図書室でしか閲覧できなかった収支報告書、領収書その他証拠書類、主要な政務活動の内容を記載した書類などをあわせて4種類の書類を今後、議会のホームページ上で2015年7月1日から全て公開すること」、「昨年度から飲食を伴う会議にも充当できることとなっていたことについては禁止する」こととなりました。

宿泊料は実費

交通費領収書は提出原則

加えて、宿泊料については、「定額支給」を改め、「領収書にもとづく実費支給」となります。（2015年度から）

しかし、この見直しに伴っては、高知市以外の選挙区の議員の活動保障などのため、高知市に設けた宿所に政務活動費を充当できることとなります。

また、JR等の交通費の領収書については、「原則領収書不要」から「領収書提出を原則」とすることとなりました。（2015年度から）

県民には当たり前前の運用に一步近づぐ

これらについての実施を可能とするための条例改正議案が、12月定例会で可決されました。

今回の検討結果では、県民の皆さんにとつて納得のいくものではないかもしれませんが、課題となったものの、見直しまでには至らなかったものなどの経緯については、4面に「政務活動費検討会」の協議経過及び決定内容をお示ししてあります。

「政務活動費検討会」は非公開だっ

西岡元県議の説明責任追及は終わらない

今回の政務活動費見直しのきっかけにもなった西岡元県議の政務活動費の不適正使用などの調査については、本人から「健康不良などを理由に調査協力拒否の最後通牒」的文書が議長に送られてきました。

しかし、坂本議員をはじめ複数議員が、県民にその用途を明確に示し、透明性を確保するための見直しがされたからといって、調査終了とするのではなく、引き続き調査協力を求めていくことを強く主張しました。

たため、議論経過を多少なりとも県民の皆さんに明らかにするため、協議経過を明らかにすることとしました。

このことも含めて、さらに今後見直された内容についてのチェックを経て、見直しの必要なものについて、改めて御意見を頂きたいと思えます。

その結果、県議会としては、西岡氏秘書に対して、「これまでのような定期的な調査はできないにしても、議会決議の重みもあり、今後も説明責任を求めることを断念はできない。ついては、病状が回復すれば、説明を求めたい」旨を議長から伝えました。

今回のことで、西岡元県議の説明責任は免れるものでなく、県議会としては、常に議会改革を継続すること、県民の信頼を得ながら、県民の付託に応えていくべきであると考えています。

「政務活動費の運用のあり方に関する検討会」の協議経過及び決定内容

検討事項	提案の趣旨等	提案に対する意見	検討会の結論
①情報公開 ・ホームページで収支報告書等を公開 ・CD-Rでの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 閲覧に供しているものは、全てホームページで出したらよい。(遠方の方は閲覧に来ることができない。) ○ コピーとCD-Rいずれかで提供できるようにする。 ○ 既に閲覧に供している25年度分から公開してもよいのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民にどんな活動をしているのかを示していく。 ○ 会計帳簿を非公開にする必要がない。併せて公開したらよい。 ○ 会計帳簿は収支と一致するので、この際公開したらどうか。 ○ 条例や法律一般的には遡らないので、次の4月1日から適用したらどうか。 	<p>平成26年度分から収支報告書、証憑書類、主要な活動記録及び会計帳簿をホームページで公開。 CD-Rも、情報公開で開示請求があれば提供。</p>
②飲食を伴う会費 ・廃止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国的に疑問視、批判が出ている。要望の聴取などの理屈はあっても、交流、懇親が主であり、公費を充てるべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政務活動費への充当実績もごくわずかであり、廃止が適当。 	<p>平成27年度から、政務活動費を充当しない。</p>
③支給方法 ・支給対象を会派又は議員へ一本化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 判例の解釈等には、会派と個人の両方への支出は適当でないとの見解がある。個人に一本化して、会派用務は個人から出して合せて執行したらどうか。 ○ 会派に一本化すれば、チェック機能が働くので良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会派で研究も行っており、現行が合理的。 ○ 会派活動と個人活動がそれぞれあるので、現行で。 ○ 会派と個人とに分けた方が、説明がしやすい。 	<p>現行どおり。</p>
④按分方法 ・合理性ある按分率へマニュアルを見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の按分基準に合理性があるかどうか分からないため、マニュアルの見直しを。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人毎に状況が違うので境界が難しい。マニュアルの基本的考え方で説明責任が果たせるので問題ない。 ○ 現行マニュアルは、全国議事会の考え方を踏まえたもの。 	<p>現行どおり。</p>
⑤チェック機能 ・第三者機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民から第三者機関を設けてはどうかという意見がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査委員による監査を受けている。 ○ ホームページでの公開によって、県民による厳しいチェックがされることになる。 	<p>現行どおり。</p>
⑥四半期毎の収支報告 ・四半期毎の後払い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使った分だけ交付する精算払いにすればどの県民の声もある。返還の作業も無くなる。 ○ きめ細かく出せば事務局もチェックしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3ヶ月毎に決算をしていたら、作業が大変になるし、会派としても使いづらくなる。 ○ 事務所費や人件費などの(立て替え)支出は厳しい。 	<p>現行どおり。 書類等の早期提出に取り組む。</p>
⑦政務活動記録簿の毎月提出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議員の活動を早く県民に知って貰いたい。早期提出の方法について議論する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公開は別問題。事務局が早くチェックできるように(早期提出の)努力をするようにすればよい。 	<p>現行どおり。</p>
⑧報告の充実 ・報告内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「いつ、どこで、誰と」は報告の中にあつたほうが良い。パターンがあれば報告しやすい。個人情報事務局がチェックしてくれる。 ○ 政務活動が妥当かを県民が判断するため、成果を県民に還元するために詳細な報告が必要。 ○ 最低限の項目が入った様式を定め、写真や名刺をつけたりよい。 ○ 県民に説明できるよう、成果の詳細が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動記録簿に「いつ、誰と」も「場所」も出ている。情報源を明らかにすることで、政務活動が制限される場合もある。 ○ 「いつ、どういう用務、相手」は必ず書いている。飛行機の搭乗券や高速道路の領収書で、調査に行ったことは証明できるので十分。公開時に個人名を消せば、現行どおりでよい。 ○ 枠にはまった詳細な報告書の作成が求められた場合、報告書の作成自体が仕事となって、自由な発想による調査の妨げになりかねないと感じる。 	<p>現行どおり。 ※下記の内容をマニュアルへ付記 良識ある議員としての位置付けの中で、可能な限り詳細な報告をする。</p>
⑨報告の充実 ・添付書類の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 添付書類の充実、不適切支出防止のために必要。 ○ 調査先を証明する名刺、写真、パンフレット等の添付や支出を裏付ける宿泊確認書や広報誌などの添付が必要。(領収書だけでは、実際に調査したか、泊まったかどうかは証明できない。) ○ 搭乗券、宿泊証明書やパンフレットなど可能なものは添付したら良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義務付けは難しい。可能な限り名刺等を添付し、面談者を示すということは、今もやっていることなので、今までどおりでよいのではないか。 ○ 最後のよりどころが領収書であり、領収書にさらに添付する必要はないのではないか。 ○ 県民に対する公正性の証明のため、最大限取れるものは取るということではよいのではないか。 	<p>現行どおり。 ※下記の内容をマニュアルへ付記 添付書類は、議員の責任と義務において、可能な限り取れるものは取る。</p>
⑩宿泊費 ・定額支給から実費支給への見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実費支給とする。 ○ 実費又はパック料金とする。 ○ 定額は本県以外では2県のみ。世論の見方も考慮した検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定額のままというのは難しい。実費制へ。 <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海外については、安全面や季節的な割高料金などを考慮して、上限額は設けない方がよい。 ○ 上限額を定めようとして、状況に応じて特例的な扱いができるように規定整備して運用すればよいのではないか。 ○ 実態に即して支出ができるような形が望ましい。 	<p>宿泊料は実費支給へ見直し。 上限額の扱いは、他の団体や県の特別職の状況も踏まえ、27年度実施に向けて協議で別途協議。</p>
⑪宿所への充当 ・高知市以外の選挙区の議員が高知市に設けた宿所への充当を可とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東西に長いという地理的要件や政治経済等が高知市に極集中しているという県の実態から、活動の中心となる高知市に、高知市以外の選挙区の議員が政務活動の拠点として設けた宿所に政務活動費を充当できるようにする。 ○ 議員宿舎を新設することが財政的に難しい中で、事務所費と同様の考え方で、宿所に政務活動費を充当できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遠隔地議員の往復に伴う時間的、体力的な負担や資料の持ち運び等の負担軽減につなげる措置も必要。 ○ 高知県の議員であり、高知市に事務所を持ってもおかしくない。宿所に事務所費的に政務活動費を充当してもよいのではないか。 ○ 周辺部の議員と高知市近辺の議員との間の時間的なハンディを無くして、議員が公平に働けるようにということも考えるべき。 	<p>高知市以外の選挙区の議員が、高知市に設けた宿所に政務活動費を充当できるようにする。</p>
⑫JR等の交通費 ・領収書の提出を原則とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の「原則領収書不要で例外あり」の取り扱いを「領収書提出を原則とし、例外あり」に見直し。 ※「例外」は、領収書が取得できない場合 	<p>※特に意見なし。</p>	<p>「領収書提出を原則とし、例外あり」にマニュアル見直し。</p>
⑬条例の改正内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計帳簿を提出書類に位置付け。 ○ ホームページでの公開を条例に規定追加。(議会の主体的取り組みを条例上で明示) ○ ホームページでの公開は平成26年度分から。 ○ 宿所を別表の事務所費の項に付記。 	<p>※特に意見なし</p>	<p>提案内容どおりに条例を改正。</p>

年度区分	整理番号
平成26年度	54

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)

金 3,497 円 支出年月日 27年 1月 28日

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 日刊「しんぶん赤旗」購読料(1月分)

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

坂本 茂雄 様
新聞・雑誌名 部数 金額
日刊「しんぶん赤旗」 1 3,497



領 収 書

3,497円

2015年 1月分

上記の金額にしかねていただきました。
ありがとうございました。
高知市丸の内2丁目6-1
「しんぶん赤旗」
高知出張所
Tel.088-822-7744

領収日 1/28 1/28

年度区分	整理番号
平成26年度	55

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)		
金	86,547 円	支出年月日 27年 2月 3日
1 調査研究費 2 研修費 ③ 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費		
内容	県政報告郵送料	
領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)		

領収書

第 297863-09 号

おなまえ	坂本 茂雄 様	<領収内訳>	<業務委託元等>
受領金額	86,547 円 内消費税額 6,410 円	現金 86,547 円 小切手 円 切手 円 証紙 円	<input type="checkbox"/> 株式会社ゆうちょ銀行 <input type="checkbox"/> 株式会社かんぽ生命保険 <input type="checkbox"/> 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

※ 金額欄を訂正しているものは無効です

お取引の内容	
郵便	切手・葉書・印紙・販売品の販売 郵便料金の収納 〔別納〕計器予納金 受取人払 着払 その他()
貯金	国内特種(定)BC (@ 57 円) × 1697 (枚・個・通・件) (@ 円) × (枚・個・通・件) (@ 円) × (枚・個・通・件) (@ 円) × (枚・個・通・件)
保険	2回目以降の保険料の払込み
物販等	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他()

上記の金額を、確かに領収いたしました。

取扱郵便局

高知東

郵便局

27 年 2 月 3 日

電話番号

088-878-4881

日本郵便株式会社

(所在地: 東京都千代田区霞が関1-3-2)

受領者氏名

弘田 貴義

※ 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 297863-09 号



年度区分	整理番号
平成26年度	56

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)

金	51,456	円	支出年月日	27年 2月 3日
1 調査研究費 2 研修費 ③ 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費				
内容	県政報告郵送料			
領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)				

領収書

第 30000 号

おなまえ	坂本 茂雄 様		<領収内訳>	<業務委託元等>
受領金額	751456	円	現金 51,456 円	<input type="checkbox"/> 株式会社ゆうちょ銀行
	内消費税額	円	小切手 円	<input type="checkbox"/> 株式会社かんぽ生命保険
			切手 円	<input type="checkbox"/> 郵便貯金・簡易生命保険管理機構
			証紙 円	

※ 金額欄を訂正しているものは無効です

お取引の内容	
郵便	切手・葉書・印紙・販売品の販売 (214456) (@ 64 円) × 804 (枚・個 (通) 件)
	郵便料金の収納 (@ 円) × (枚・個・通・件)
	(別納) 計器予納金 受取人払 (@ 円) × (枚・個・通・件)
	(着払 其他) (@ 円) × (枚・個・通・件)
貯金	
保険	2回目以降の保険料の払込み
	保険証券(書)の記号番号
	払込期間及び払込月数
物販等	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他()

上記の金額を、確かに領収いたしました。

27年 2月 3日

取扱郵便局 〒981-0898 高知市中央郵便局 郵便局

電話番号 087-507-6475

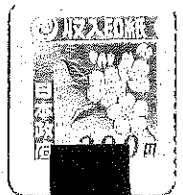
日本郵便株式会社

(所在地: 東京都千代田区霞が関1-3-2)

受領者氏名 山本 浩二

※ 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 30000 号



年度区分	整理番号
平成26年度	57

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)

金 823 円 支出年月日 27年 2月 19日

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内容 ガバナンス2月号

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書

坂本 茂雄 様

平成27年 2月 19日

¥ 823.-

但しガバナンス 上記の金額正に領収致しました
2月号

新刊書籍雑誌

高知市本町三丁目4番46号

富田出版 房

取締役 藤本 一郎

TEL 878-70
FAX 878-41

年度区分	整理番号
平成26年度	58

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)

金 3,497 円 支出年月日 27年 2月 24日

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内容 日刊「しんぶん赤旗」購読料(2月分)

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)



領収書

坂本 茂雄 様

新聞・雑誌名 部数 金額

日刊「しんぶん赤旗」 1 3,497

3,497円

2015年 2月分

上記の金額にしがにいたしました。ありがとうございます。

高知市丸の内2丁目6-1
「しんぶん赤旗」

高知出張所
Tel.088-822-7744

領収日

2/24

署名



年度区分	整理番号
平成26年度	59

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)

金 3,497 円 支出年月日 2015年 3月 19日

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内容 日刊「しんぶん赤旗」購読料 (3月分)

領収書等貼付 (重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)



坂本 茂雄 様

領収書

新聞: 雑誌名 日刊「しんぶん赤旗」
 部数 1 金額 3,497

3,497 円

2015年 3月分

上記の金額がしかるに付きました。
 ありがとうございました。

高知市丸の内2丁目6-1
 「しんぶん赤旗」

高知出張所
 Tel.088-822-7744

領収日

3/19

報告



年度区分	整理番号
平成26年度	60

議員名 坂本 茂雄

政務活動費支出伝票 (議員用)

金 823 円 支出年月日 27年 3月 26日

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 ガバナンス3月号

領収書等貼付 (重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書

坂本茂雄 様

平成27年3月26日

¥ 823.-

但し ガバナンス 3月号 上記の金額正に領収致しました

新刊書籍雑誌
高知市本町1-1-46号
富 房
表取締役 一郎
TEL 7 0
FAX 4 1